

令和3年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

東京工業大学

令和4年3月

令和5年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	3
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）	3
領域2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）	6
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）	9
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）	11
領域5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）	13
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）	15
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

（5） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

（6） 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

○ 日比谷 潤 子	学校法人聖心女子学院常務理事
前 田 早 苗	千葉大学教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
山 内 進	松山大学教授
山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
◎ 土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山 内 進	松山大学教授
山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀 邦 夫	名古屋大学教授
井 関 尚 一	公立小松大学教授
石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構教授
井 上 美沙子	大妻女子大学理事・名誉教授
岩 坂 直 人	東京海洋大学教授
大久保 功 子	東京医科歯科大学教授
小 内 透	札幌国際大学特任教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
岸 本 喜久雄	東京工業大学名誉教授
下 條 文 武	新潟薬科大学長
○ 近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
齋 藤 一 弥	筑波大学教授
佐 藤 信 行	中央大学教授
佐 藤 裕 之	弘前大学教授
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
生源寺 眞一	福島大学教授
白 石 小百合	横浜市立大学教授
高 倉 喜 信	京都大学副学長

竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
谷 口 功	国立高等専門学校機構理事長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
徳 久 剛 史	千葉大学名誉教授
戸田山 和 久	名古屋大学教授
西 尾 章治郎	大阪大学総長
西 原 達 次	九州歯科大学理事長・学長
西 村 伸 一	岡山大学教授
野 口 哲 子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部 勇 一	横浜国立大学名誉教授
花 泉 修	群馬大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 内 進	松山大学教授
山 岡 洋	桜美林大学教授
山 極 壽 一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山 口 佳 三	京都大学監事

(第2部会)

石 井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市 川 元 基	信州大学副学長
伊 東 幸 宏	浜松地域イノベーション推進機構フotonバレーセンター長
岩 渕 明	岩手県工業技術センター顧問
大 城 肇	琉球大学特別顧問
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
木 部 暢 子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小 山 清 人	山形大学名誉教授
清 水 美 憲	筑波大学教授
鈴 木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 島 節 子	大阪大学名誉教授
土 川 覚	名古屋大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
野 田 泰 子	自治医科大学教授
前 田 芳 實	鹿児島大学名誉教授
三 矢 麻理子	公認会計士

湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授
横 山 清 子	名古屋市立大学副学長
米 村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅 田 尚 紀	奈良県立大学長
安 倍 博	福井大学教授
石 川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎ 片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○ 山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 中 島 恭 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
瀧 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授
※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

東京工業大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

○ 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準 5－3）

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

○ 生命理工学院の生命理工学コースでは、学会発表を修士論文審査基準の一つとしており、修士課程学生の学会発表数は 2016 年度から 2019 年度で延べ 1,015 件となっており、27 件の優秀発表賞やポスター賞を受賞している。修士課程学生を筆頭著者とした学術論文も 2016 年度から 2019 年度中に 52 報も出版されている。

博士後期課程学生については、2016 年度から 2019 年度の学会発表が 404 件、学生を筆頭著者とした学術論文が 146 報となっている。同期間に 40 件の学会における優秀発表賞/ポスター賞を受賞している。学生が筆頭著者でインパクトファクター 8 以上の雑誌に掲載された論文に与えられる「大隅ジャーナル賞」には、2017 年度から 2020 年度に 11 件採択され、博士後期課程学生の国際賞であるコラファス賞、日本学術振興会育志賞、笹川科学研究奨励賞、手島精一記念研究賞、手島精一記念博士論文賞などを受賞している。（基準 6－8）

（第三者による評価結果の活用について）

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、技術経営専門職学位課程について、直近の分野別認証評価の結果をもって、各基準に係る自己評価に代えている。また、工学院（学士課程）の機械系及び電気電子系について、日本技術者教育認定機構による技術者教育プログラム認定の直近の評価結果をもって、各基準に係る自己評価に代えている。これらの教育課程を含め、各学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもってそれぞれの教育課程に関する各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

(追記 令和5年3月)

基準5－3

- 「一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点は、物質理工学院（博士後期課程）においては令和4年度に改善されている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 6 学院を置いている。

[学士課程]

- ・理学院（4 系：数学系、物理学系、化学系、地球惑星科学系）
- ・工学院（5 系：機械系、システム制御系、電気電子系、情報通信系、経営工学系）
- ・物質理工学院（2 系：材料系、応用化学系）
- ・情報理工学院（2 系：数理・計算科学系、情報工学系）
- ・生命理工学院（1 系：生命理工学系）
- ・環境・社会理工学院（3 系：建築学系、土木・環境工学系、融合理工学系）

[大学院課程]

- ・理学院（修士課程 4 系：数学系、物理学系、化学系、地球惑星科学系、博士後期課程 4 系：数学系、物理学系、化学系、地球惑星科学系）
- ・工学院（修士課程 5 系：機械系、システム制御系、電気電子系、情報通信系、経営工学系、博士後期課程 5 系：機械系、システム制御系、電気電子系、情報通信系、経営工学系）
- ・物質理工学院（修士課程 2 系：材料系、応用化学系、博士後期課程 2 系：材料系、応用化学系）
- ・情報理工学院（修士課程 2 系：数理・計算科学系、情報工学系、博士後期課程 2 系：数理・計算科学系、情報工学系）
- ・生命理工学院（修士課程 1 系：生命理工学系、博士後期課程 1 系：生命理工学系）
- ・環境・社会理工学院（修士課程 4 系：建築学系、土木・環境工学系、融合理工学系、社会・人間科学系、博士後期課程 5 系：建築学系、土木・環境工学系、融合理工学系、社会・人間科学系、イノベーション科学系、専門職学位課程 1 課程：技術経営専門職学位課程）

平成 28 年度に、自然科学の高い専門知識と創造力を備え、人類の知の文化を継承・発展させるとともに、人類社会の進歩に貢献できる人材を養成するために、理学院を設置している。

平成 28 年度に、幅広い工学的知識を活かし、卓越した学術・技術の創生により、人類と社会の持続的な発展に貢献することのできる人材を養成するために、工学院を設置している。

平成 28 年度に、物質の性質や反応性についての洞察力と、革新的な材料を開発して展開する創造力と応用力に基づき、社会の潮流を俯瞰することで現状の問題点を発見し、これらを独自の発想をもって先導的に解決するとともに、国際的な指導力を発揮しながら自然環境との共生を図り人類の幸福に寄与できる人材を養成するために、物質理工学院を設置している。

平成 28 年度に、数理・計算科学、情報工学、知能情報学などの情報理工学に関する深い知識と広い視野を備え、問題発見と問題解決に関する先進性と国際性とリーダーシップを伴う創造的発展性を持った人材を養成するために、情報理工学院を設置している。

平成 28 年度に、生命現象のしくみを読み解き、工学応用する道を切り拓くことにより、人類共通の知的基盤形成に貢献するとともに、その成果を高い倫理観をもって社会に還元する人材を養成するために、生命理工学院を設置している。

平成 28 年度に、人類と社会の持続的発展に貢献するために理工学的叡智に加えて人文社会科学の叡智を広く環境や社会に応用・展開して卓越した学術・技術を創生するとともに、高い知性と豊かな教養、国際的な広い視野と深い思考能力を備え、科学・技術の専門家として社会で活躍できる人材を養成するために、環境・社会理工学院を設置している。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、理学院、工学院、物質理工学院、情報理工学院、生命理工学院、環境・社会理工学院、リベラルアーツ研究教育院、科学技術創成研究院等に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学院に学院長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、代議員会を置いている。各学院の教授会は、当該学院に所属する専任の教授、准教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各学院の代議員会は、学院長、副学院長、副学院長補佐、各系主任、各コース主任、各系副主任及び各コース副主任、初年次担当主任、その他、学院長が必要と認める者から構成され、教授会から付託された事項等を審議し、代議員の議決をもって教授会の議決としている。

各教授会及び代議員会は、令和 2 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、各理事・副学長、各学院長、リベラルアーツ研究教育院長、科学技術創成研究院長、各研究科長（大学院理工学研究科長を除く。）、大学院理工学研究科の各学系長、各学部長、附属図書館長、副学長のうち学長が指名する者、事務局長、各学院の教授各 1 人、リベラルアーツ研究教育院の教授 1 人、科学技術創成研究院の教授 2 人、センター等協議会から選出された教授 1 人から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 2 年

度には、別紙様式1－3－3のとおり開催されている。

教育・国際連携本部は、本部長、副本部長、本部員から構成され、教育推進、学生支援、入試の企画立案等及び学生募集、入試実施、国際連携、安全保障輸出管理についての事項に係る企画を立案し、業務を執行するものとする。

国際教育推進機構は、機構長、副機構長、ユニバーシティ・エデュケーション・アドミニストレーター、その他必要な職員から構成され、全学共通で実施する国際教育プログラムに関する事項、機構以外の部局が実施する国際教育プログラムのうち、全学に共通する業務に関する事項、国際教育として位置付ける全学共通の科目に関する事項、外国人留学生の予備教育の実施に関する事項、外国人留学生及び海外派遣学生に対する正規課程以外の教育的支援に関する事項、学生の国際経験に関する事項、その他国際教育の実施に関する事項等を全学的な見地から取扱う組織として設置されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、統括責任者を補佐し内部質保証の推進に責任を負う推進責任者として総括理事・副学長を充て、推進責任者の指示のもとそれぞれの領域における改善及び向上活動の実施責任者として、理事・副学長（企画担当）、理事・副学長（教育担当）、理事・副学長（研究担当）、理事・副学長（財務担当）、各部局等の長を充てている。この体制における中核的な審議機関は内部質保証連絡調整会であり、その役割分担は内部質保証規則に明確に定めている。中核的な審議機関である内部質保証連絡調整会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある統括責任者、推進責任者、各実施責任者、各監事、その他統括責任者が指名する者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。なお、各学院は、学士課程教育並びに大学院課程教育において、一貫して責任を持つ組織として整備されている。

理学院においては、理学院長を責任者としてその質保証を行っている。

工学院においては、工学院長を責任者としてその質保証を行っている。

物質理工学院においては、物質理工学院長を責任者としてその質保証を行っている。

情報理工学院においては、情報理工学院長を責任者としてその質保証を行っている。

生命理工学院においては、生命理工学院長を責任者としてその質保証を行っている。

環境・社会理工学院においては、環境・社会理工学院長を責任者としてその質保証を行っている。

技術経営専門職学位課程においては、環境・社会理工学院長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、理事・副学長（財務担当）を責任者としてキャンパスマネジメント本部が分担して質保証を行っている。学習環境、校地・校舎、情報設備、附属図書館等については、理事・副学長（教育担当）を責任者として教育・国際連携本部が分担して質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証の実施に関する申合せによって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、理事・副学長（教育担当）を責任者として学生生活支援委員会が、学生の就職支援については、理事・副学長（教育担当）を責任者として学生支援センターが、留学生の支援についても、理事・副学長（教育担当）を責任者として学生支援センターが、質保証を行っている。そのほかの学生支援についても、理事・副学長（教育担当）を責任者として学生支援センターが分担して質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証の実施に関する申合せによって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施については、学長を責任者として入学者選抜委員会・大学院入学者選抜委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証の実施に関する申合せによって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証規則、教育の内部質保証の実施に関する申合せに定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを教育の内部質保証の実施に関する申合せに定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、教育の内部質保証の実施に関する申合せに定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、学生等に対する調査実施に関する方針を定め、定期的の実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証規則に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2－3－1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

役員会規則において、大学、学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項については役員会の審議事項と定めている。

実際に、既存の学部と大学院を統合・再編した学院の平成 28 年度設置について、役員会において改組の審議・承認がなされている。

このことから、機関別内部質保証体制により、教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しに関する検証を行う仕組みを有している。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、大学教員選考規則等を定め、書類選考及び面接・英語による模擬講義・講演会等を評価して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

大学教員の評価に関する取扱いを策定し、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。令和 3 年度からは、月給制教員が退職手当一括支給型年俸制に変更となり、退職手当一括支給型年俸制適用職員業績評価規則に基づいて評価を実施している。

大学教員の評価に関する取扱い、同取扱い 3 項に規定されている部局別に定めた規則等、及び年俸制適用職員業績評価規則に基づき給与、スペース、研究経費、顕彰等、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果を反映している。令和 3 年度からは、退職手当一括支給型年俸制適用職員業績評価規則、年俸制適用職員業績評価規則等に基づき業績給に評価結果を反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2－5－4 のとおり、動画を活用した授業設計セミナー、授業改善の意見交換会、授業評価フィードバック活動等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2－5－5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA 等教育補助者を配置し、活用している。また技術職員については、先端機器の共同利用を行うオープンファシリティセンターに配置し必要な支援を行っている。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2－5－6 のとおり、CS 研修、JUSTICE 電子資料契約実務研修会、東工大 TC カレッジを実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。また、一部の TA については、大学院生アシスタント（GSA）を育成するプログラムにより研修を実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長、各理事・副学長により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、各理事・副学長、学長が任命する学外有識者 8 人、学長が指名する職員 1 人、事務局長により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護は総務部総務課、ハラスメント防止は総務部人事課労務室、安全保障輸出管理は企画・国際部国際連携課、生命倫理、動物実験は研究推進部研究企画課がそれぞれ責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務部総務課、総務部安全企画課、情報セキュリティは研究推進部情報基盤課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究推進部研究企画課、学生危機対応は総務部総務課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務局組織細則に基づき、事務組織を設置している。別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 497 人、非常勤 397 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が教育・国際連携本部、戦略統括会議、入学者選抜連絡調整会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、グループ長研修（23 人参加）、主任研修（31 人参加）、ハラスメント防止研修（243 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規程、監事監査実施細則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査、臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査実施要項に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り実地監査又は書面監査を行っている。監査室長は、各事業年度における監査計画書を作成し、監査終了後は、監査結果調書を作成し、学長に報告している。

理事、監事、会計監査人及び監査室は、四者協議会、経営者ディスカッションを開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

なお、自己評価書提出時点には、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 が求める公表事項のうち、教員養成に関わる組織の公表がされていなかったが、令和 3 年 12 月までに公表されている。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大岡山キャンパス（東京都目黒区）すずかけ台キャンパス（横浜市緑区）田町キャンパス（東京都港区）の3キャンパスを有し、その校地面積は計 402,967 m²、校舎等の施設面積は計 362,500 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、キャンパス間の移動時間を考慮し、時間割を組むなど、複数のキャンパスを無理なく通学できるよう配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、環境・社会理工学院において実習工場を設置している。

すべてのキャンパスについて、施設の耐震化は 100%であり、各棟に必要なバリアフリー設備を設置、多目的トイレマップをウェブサイトにて公開するなど配慮している。安全防犯面については、外灯の設置、防犯カメラの設置、危険個所を周知するなど、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、大岡山キャンパス、すずかけ台キャンパス内に設置しており、延面積 12,476 m²、閲覧座席数は 1,150 席である。原則として 8 時 45 分から 21 時まで開館している。令和 3 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 791,396 冊、学術雑誌 16,949 種、電子ジャーナル 12,174 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、自習・グループ学修室、図書館（学習スペース、グループ学習室）、TakiPlaza 等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室、保健管理センター、学生支援センターキャリア支援部門キャリアアドバイザールーム等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規則等に基づき、ハラスメント相談窓口、保健管理センター、学生相談室が窓口となり、ハラスメント対策委員会、ハラスメント調査委員会等と連携し問題の改善、解決への措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

87 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、グラウ

ンド、テニスコート、ハンドボールコート等を整備し、運営資金の支援及び備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、学務部学生支援課が担当となり、留学生チューター等を配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

別紙様式4-2-4のとおり、学生の修学に関する支援調整、学生生活支援、入学前相談等を行っている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定めている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 のとおり入試を行っている。

実施体制については、大学入学者選抜委員会、大学院入学者選抜委員会、入学者選抜連絡調整会議を置いている。

教育・国際連携本部のアドミッション部門・入試実施部門がアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の企画・検討等を始めており、入試研究・入試企画の体制作り、特定・緊急な課題への対応等を既に行っている。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしていない。

【改善を要する点】

○工学院（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

○物質理工学院（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・理学院：1.08 倍
- ・工学院：1.05 倍
- ・物質理工学院：1.05 倍
- ・情報理工学院：1.11 倍
- ・生命理工学院：1.05 倍
- ・環境・社会理工学院：1.07 倍

[修士課程]

- ・理学院：1.09 倍
- ・工学院：1.26 倍
- ・物質理工学院：1.24 倍
- ・情報理工学院：1.29 倍
- ・生命理工学院：1.15 倍
- ・環境・社会理工学院：1.29 倍

[博士後期課程]

- ・理学院：0.77 倍
- ・工学院：0.66 倍
- ・物質理工学院：0.696 倍
- ・情報理工学院：0.73 倍
- ・生命理工学院：0.97 倍
- ・環境・社会理工学院：0.82 倍

[専門職学位課程]

- ・環境・社会理工学院技術経営専門職学位課程：1.07 倍

工学院（博士後期課程）及び物質理工学院（博士後期課程）は入学定員を大幅に下回っている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することが大学院学則に定められている。

なお、自己評価書提出時点では、研究指導計画の作成及び学生への明示について定められていなかったが、令和4年1月までに大学院学則を改定し、研究指導計画の策定と学生への明示に関する申し合わせを定めている。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として10週又は15週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

なお、物質理工学院及び環境・社会理工学院において、自己評価書提出時点には、シラバスの一部の授業科目について、授業の方法及び内容の記載が十分ではなかったが、令和3年12月までに各学院等において記載内容の再点検を行うこととしている。

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

なお、すべての学部・研究科において、自己評価書提出時点には、評語を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められていなかったが、令和4年1月までに学

修規程及び大学院学修規程を改定し定めている。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。